

事後審査型条件付き一般競争入札共通事項

1 一般競争入札に参加できる者の資格要件

- (1) 競争参加資格確認申請の受付期限日において、1年7か月前の日の直後の事業年度終了の日以後に経営事項審査を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に基づく南那須地区広域行政事務組合の入札参加制限を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、南那須地区広域行政事務組合長が別に定める入札参加資格の再認定を受けたものは除く。
- (5) 栃木県及び南那須地区広域行政事務組合(当組合構成市町を含む。)の指名停止期間中でないこと。
- (6) 本工事に係る設計業務等の受託者と、資本面又は人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、資本面又は人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに該当する者である。
 - ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていること。
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていること。
- (7) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

2 分割(分離)発注に係る入札条件に関する事項

分割(分離)発注に係る入札条件を適用した入札は、入札公告に示す入札順位に従って順次入札を執行し落札者を決定する。この場合先に行われた入札の落札者(建設工事共同企業体の構成員又は構成員の全部若しくは一部を同じくする建設工事共同企業体を含む。)が提出したその後の入札に係る入札書は無効とする。

- (1) 先に行われた入札において落札者の決定を保留してその後の入札を執行したときは、先に行われた入札の落札者が決定するまで、その後の入札の落札者の決定を保留することがある。
- (2) 先に行われる入札が中止又は不調になるなどして落札者が決定しないとき、その後の入札を入札順位に従って順次執行し落札者を決定することがある。

3 一般競争入札参加手続等

- (1) 事後審査型条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ、次により参加を申請することとし、入札参加資格を確認するための書類は、落札者とするために確認の必要がある者から開札後、本共通事項9により提出を求めるものとする。

① 参加申請書類

【共通書類】

- ・事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（様式第1号（第5条関係））
- ・施工実績資料（別紙1）

【共同企業体の場合】

- ・特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（別記様式第1号（第14条関係））
又は経常建設共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（別記様式第3号（第23条関係））
- ・特定建設工事共同企業体協定書（別記様式第2号（第14条関係））又は経常建設共同企業体協定書（別記様式第4号（第23条関係））
- ・建設業の許可の通知の写し（※以下の書類は全ての構成員について提出すること。）
- ・栃木県一般競争（指名競争）入札参加資格及び格付決定通知書の写し
- ・最新の経営事項審査結果通知（総合評定値通知書、申請中の場合は総合評定値請求書）の写し

② 参加申請書類の交付等

前記①の参加申請書類（本組合指定様式）は、南那須地区広域行政事務組合ホームページ（以下「組合ホームページ」という。）からダウンロードの方法により取得するか若しくは南那須地区広域行政事務組合総務課から交付を受けるものとする。

③ 参加申請書類の受付

- ・場所：南那須地区広域行政事務組合 総務課（那須烏山市大桶872番地）
- ・申請書は持参とし、郵送又は電送によるものは受付しない。
- ・申請書の作成説明会は行わない。
- ・申請書等の記載内容ヒアリングは行わない。

（2） 参加申請書類の受付期間に申請書等を提出した者（以下「入札参加者」という。）は、原則として、当該競争入札に参加できるものとする。

（3） 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。具体的な手続きについては別に定める。

（4） 参加申請書類の受付期間に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

4 設計図書等の閲覧

（1） 図面、仕様書および設計書（以下「設計図書」という。）は、入札公告に示す設計図書の閲覧期間に指定された場所で閲覧すること。また、入札公告において有償配布を行う旨を示す工事については、申し出により有償配布する。なお、有償配布価格は申し出時に示す。

（2） 設計図書に関する質問がある場合には、簡易な内容を除き書面（質疑応答書（別紙5））により提出すること。この場合、入札公告に示す質問の受付期間に電子メールにより提出すること。

（3） 質疑応答書（別紙5）は、組合ホームページからダウンロードの方法により取得するか若しくは南那須地区広域行政事務組合総務課から交付を受けるものとする。

（4） 質問の回答は、入札公告に示す質問への回答方法により行う。

5 現場説明会

現場説明会は行わない。

6 入札方法

- (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、南那須地区広域行政事務組合財務規則（平成 17 年南那須地区広域行政事務組合規則第 6 号）及び南那須地区広域行政事務組合建設工事等執行規則（平成 17 年南那須地区広域行政事務組合規則第 7 号）等を守ること。
- (2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めること。
- (4) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しないこと。
- (5) 入札参加者が入札を辞退するときは、入札の執行前にあっては入札辞退届（別紙 6）を、入札の執行中にあっては入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出することによりその旨を申し出るものとする。
- (6) 入札参加者は、入札当日の受付時に本人であることを証明するため、身分証明書（運転免許証等）を提示すること。なお、代表者においても同様とする。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にその額に対する消費税相当額を加えた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額からその額における消費税相当額を除いた額を入札書に記載すること。
- (8) 入札書の商号又は名称、代表者の氏名は必ず記載すること。なお、代表者印の押印に代えて、委任状（組合財務規則 様式第 37 号）により委任された者（代理人）の氏名及び使用印鑑により記名押印された入札書についても有効とする。いずれの場合も商号又は名称、代表者の氏名の記載がない入札書及び代表者印又は委任状による代理人使用印がない入札書は無効とする。
- (9) 入札書は、入札者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）を記載した封筒に入れ、封をとじて提出すること。
- (10) 提出した入札の書換え、引換え、又は撤回は認めない。
- (11) 入札回数は予定価格を入札前に公表した場合は 1 回限りとし、未公表又は入札後に公表する場合は 2 回までとする。
- (12) 落札者の決定方法
開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者から徴取した入札参加資格確認書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審

査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

7 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（様式は任意とする。）を提出すること。
- (2) 工事費内訳書は、入札書を提出する際に提出すること。
 - ① 工事費内訳書は、設計書と同項目とし、記載内容は金額等を明らかにしたものであること。
 - ② 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものでない。
- (3) 談合があると疑うに足りる事実があると認めた場合には、当該工事費内訳書を公正取引委員会等へ提出する。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

南那須地区広域行政事務組合財務規則第 63 条第 1 項第 3 号の規定による。

(2) 契約保証金 納付

契約保証金は、有価証券の提出又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

9 一般競争入札参加資格確認等

(1) 一般競争入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加者資格の確認を行うので、落札候補者は、次により、入札参加資格確認の審査を受けなければならない。

① 確認申請書類

- ア 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書（様式第 2 号（第 8 条関係））
- イ 条件付き一般競争入札参加資格確認資料（別紙 2）
- ウ 配置予定技術者資料（別紙 3）
- エ 技術職員名簿（別紙 4）
- オ 建設業許可申請書及び別表の写し（所在地に変更があった場合は変更届出書の写しを添付）
- カ 建設業の許可の通知の写し
- キ 栃木県一般競争（指名競争）入札参加資格及び格付決定通知書の写し
- ク 最新の経営事項審査結果通知（総合評定値通知書、申請中の場合は総合評定値請求書）の写し
- ケ 現在事項全部証明書（公告日以後に交付を受けたものに限る。）の写し
- コ 企業の施工実績について、当該工事の内容が条件に該当する工事であることを証明できる書類（竣工時工事カルテ、契約書、設計書、仕様書、図面等の写し等（金額 1,000 万円以上のもの。））

サ 配置予定技術者の資格について、国家資格等にあっては当該資格証明書等の写し、また監理技術者にあっては監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の写し及び本人確認のための運転免許証の写し

シ 配置予定技術者が経営業務の管理責任者及び本店等の専任技術者でないことを証明する書類（最新の経営業務の管理責任者証明書及び専任技術者証明書の写し）

ス 配置予定技術者の施工経験について、当該工事の内容が条件に該当する工事であることを証明できる書類（竣工時工事カルテ、契約書、設計書、仕様書、図面等の写し等（金額1,000万円以上のもの。）によるが、上記コで証明できる場合は省略も可とする。）

セ 3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類として健康保険被保険者証（所属建設業者名が記載されているものに限る。）の写し（社会保険未加入で市町村国民健康保険加入者の場合は、雇用保険の写し及び給与支払台帳の写し並びに源泉徴収票の写し、所在市町村の当該年度における特別徴収課税通知書の写し）

② 確認申請書類の交付等

確認申請書類（本組合指定様式）は、組合ホームページからダウンロードの方法により取得するか若しくは南那須地区広域行政事務組合総務課から交付を受けるものとする。

（2）一般競争入札参加資格確認書類の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

前記（1）の①に示す確認申請書類の提出を求められた日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

② 提出場所：南那須地区広域行政事務組合 総務課（那須烏山市大桶872番地）

③ 提出方法：持参とし、郵送又は電送によるものは受付しない。

（3）一般競争入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、確認申請書類が提出された日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に通知する。

（4）落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前記（3）の通知を受けた日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、その理由について書面で問い合わせができる。

（5）落札候補者が提出期限内に確認申請書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

10 落札者決定の方法

（1）落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、本共通事項9により競争参加資格を審査の上、決定する。ただし、落札者となるべき者が確認申請書類を提出期限までに提出しないとき、又は落札者となるべき者の入札参加資格の審査の結果、入札に参加できる者の条件を満たしていないと認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を本共通事項9による入札参加資格の審査の上、落札者とすることがある。

（2）最低制限価格を設定した場合の入札においては、予定価格以下かつ最低制限価格以上の範囲内

で、最低の価格をもって有効な入札を行った者について、前記（1）に基づき決定する。

落札者決定の結果については、落札候補者から確認申請書類が提出された日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に通知する。ただし、審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。

11 請負契約書作成

請負契約書の作成を要する。

12 支払条件

（1）前金払 請求できる。

南那須地区広域行政事務組合建設工事等執行規則第14条により計算した額。

（2）中間前金払 請求できる。ただし、契約締結時に部分払を選択している場合にあっては請求できない。

南那須地区広域行政事務組合建設工事等執行規則第14条により計算した額。

（3）部分払 請求できる。ただし、契約締結時に中間前金払を選択している場合にあっては請求できない。

南那須地区広域行政事務組合工事請負契約書第38条による額。

13 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

締結の予定無し

14 契約条項を示す場所

契約書及び入札（見積）を定めている南那須地区広域行政事務組合建設工事等執行規則等については、組合ホームページ若しくは次の場所において閲覧できる。

場所：南那須地区広域行政事務組合 総務課（那須烏山市大桶872番地）

15 入札の無効

（1）次に掲げるものに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- ① 入札に参加する資格を有しない者が入札したとき
- ② 工事費内訳書の提出が義務付けられている入札で、工事費内訳書を提出されていない入札
- ③ 入札書に記載された案件名が不明瞭で判読できない入札
- ④ 入札書と工事費内訳書の金額が異なる入札
- ⑤ 入札書の金額を訂正した入札
- ⑥ 代表者又は入札代理人の記名押印がない入札
- ⑦ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき
- ⑧ その他、入札に関する条件に違反したとき

（2）前記（1）の⑦に該当する場合には、当該工事に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることがある。

（3）参加申請書類を提出した後に指名停止を受けて、入札時点において指名停止期間中である者など、入札時点において、本共通事項1及び入札公告に掲げる入札参加資格を満たさない者のした

入札は無効とする。

16 同価入札

最低価格者が2者以上になった場合には、くじにより落札候補者を決定するものとする。

なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

17 前金払の請求

請負代金額が500万円を超える工事（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が500万円を超える工事）については、前金払を請求できるものとする。

18 配置技術者（専任の場合）

（1）監理技術者とは、建設業法第27条の18に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持している者とする。

（2）本工事に配置できる監理技術者、主任技術者（以下「技術者」という。）は、請負者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。

なお、恒常的な雇用関係とは、参加申請書類提出日現在で3か月以上雇用していることをいう。

さらに、専任配置を求められる技術者については、営業所における経営業務の管理責任者及び営業所における専任技術者でない者を配置するものとする。

（3）参加申請書（様式第1号）に記載した配置予定技術者は、病休、退職、参加申請から資格確認申請の間に他の工事に配置された場合等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

19 配置技術者（専任を要しない場合）

（1）1件の請負金額が2,500万円未満の工事（建築一式工事については、5,000万円未満）では、技術者の専任配置は必要としないが、本工事に配置できる技術者は、他工事に専任となっていないとともに、本組合発注工事の手持ちが本工事を含めて3件以内、経営業務の管理責任者又は営業所における専任の技術者は、2件以内となるような者を配置すること。

なお、営業所における経営業務管理責任者及び営業所における専任技術者を兼ねている者については、1件とする。

（2）配置する技術者は、請負者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならない。したがって、他の会社から在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。ただし、3か月以上雇用していることは必要としない。

（3）参加申請書（様式第1号）に記載した配置予定技術者は、病休、退職、参加申請から資格確認申請の間に他の工事に配置された場合等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

（4）落札者決定後、C O R I N S等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。この場合、指名停止等措置規程等に基づく指名停止措置を講じることがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほかは、配置

予定技術者資料（別紙3）に記載した技術者以外の者への変更は認めない。

20 実務経験者の取扱い

主任技術者として配置できる実務経験者は、経営事項審査申請書の技術職員名簿に記載のある者に限るものとする。したがって、中途採用等により技術職員名簿に記載のない実務経験者は、主任技術者として認められない。

21 現場代理人

（1） 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事項に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければならない。

（2） 本組合では、現場代理人についても工事を請け負った業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とする。

ただし、3か月以上雇用していることは必要としない。

また、営業所における経営業務管理責任者及び営業所における専任の技術者は、現場代理人にはなれない。

（3） 契約金額が2,500万円未満の工事（工種を問わない。）に限り、主任技術者と現場代理人を兼ねることができる。ただし、その件数については、県及び他市町村の件数も含め2件以内とする。

22 その他

（1） 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が最低価格者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。

（2） 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。

① 下請施工を必要とする場合は、可能な限り那須烏山市及び那珂川町内業者へ発注するよう努めること。

② 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り那須烏山市及び那珂川町内業者へ発注するよう努めること。

（3） 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は申請書、資料の差し替えは認められない。

23 組合議会の議決に付すべき契約

予定価格が1億5千万円（消費税等を含む。）以上の工事の請負契約については、地方自治法第96条第1項第5号の規定による南那須地区広域行政事務組合議会の議決を要するため、落札者は、落札決定後速やかに仮契約を締結するものとし、南那須地区広域行政事務組合議会の議決を経た上で契約を確定する。

24 配置予定技術者に関する取扱い

（1） 工場製作と現場施工を同一で行う橋梁工事等の場合で、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間を区分できる場合には、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間で途中交代するもの

として、別々の者を配置予定技術者とすることができます。なお、現場施工の開始時点で申請した現場施工期間の配置予定技術者を配置できないときは、南那須地区広域行政事務組合建設工事請負契約書第48条第1項第3号に基づき契約を解除し、又は指名停止措置規程等に基づく指名停止措置を講じることがある。

- (2) 工場製作のみ行われる期間における配置予定技術者については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合には、当該工事に専任であることと要しない。